**現場代理人等を兼務する場合の事務処理手順**

|  |  |
| --- | --- |
| 手　　順 | 関係する書類等 |
| 前提条件：工事等で現場代理人等を既に登録している。①新たな工事等を落札　　　　　　　　　　　②受注者は、兼務をしたい工事等（2件目）の主管課長へ届出　　　　　　　　　　③工事等の主管課長（2件目）　届出を受けた工事等の主管課長は、共有文書－管理契約課－検査員－課別工事（委託）検査台帳により、兼務している工事等について確認する。 　　　　　　　　　 | 様式第１号　兼務の届出書受注者　→　主管課長 |